

別添利用料金表 地域密着型通所介護 (1割負担)

令和 1年 10月 1日 改訂

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

地域密着型通所介護 (1日あたり)

基本料金	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
要介護1	3,054円	321円	4,368円	437円
要介護2	3,503円	368円	5,008円	501円
要介護3	3,962円	416円	5,660円	566円
要介護4	4,400円	462円	6,290円	629円
要介護5	4,870円	510円	6,952円	696円

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者 負担額
個別機能訓練加算Ⅰ	491円	50円
個別機能訓練加算Ⅱ	598円	60円
若年性認知症利用者受入加算	640円	64円

介護保険適用外サービス (その他の費用)

尿取りパッド・フラット式紙おむつ	50円/枚
リハビリパンツ・テープ式パンツ	150円/枚
行事参加費	実費

職員の処遇改善に関する加算	利用料	利用者 負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	192円	20円

※職員総数のうち、「介護福祉士」の資格を持つ職員割合が50%以上であること。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	※	※
-------------	---	---

※1ヶ月のご利用料金の5.9%が加算されます。

特定処遇改善加算(Ⅰ)	※	※
-------------	---	---

※1ヶ月のご利用料金の1.2%が加算されます。

減算	利用料	利用者 負担額
同一建物減算 (ケアハウス愛和入居者対象)	-1,003円	-101円
送迎減算(片道)	-501円	-51円

※同一建物減算…当事業所と同一敷地内に居住する方のみ対象です。傷病等により、一時的に送迎が必要な場合を除きます。
 ※送迎減算…ご家族による送迎や自力通所など、職員が送迎に関与しない方が対象となります。

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

予防専門型通所サービス (1月あたり)

基本料金 減算等	基本料金		同一建物減算 (ケアハウス愛和入居者対象)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
事業対象者	17,675円	1,768円	-4,015円	-402円
要支援1	17,675円	1,768円	-4,015円	-402円
要支援2	36,237円	3,624円	-8,031円	-804円

職員の 処遇改善に 関する加算	サービス提供体制 強化加算 ※1		介護職員 処遇改善加算 I ※2		特定処遇改善加算(I) ※3	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
事業対象者	768円	77円	※	※	※	※
要支援1	768円	77円	※	※	※	※
要支援2	1537円	154円	※	※	※	※

リハビリに関する加算等	利用料	利用者負担額
運動器機能向上加算	2,403円	241円
事業所評価加算 ※4	1,281円	129円
若年性認知症利用者受入加算	2,563円	257円

介護保険適用外サービス (その他の費用)

尿取りパッド・フラット式紙おむつ	50円/枚
リハビリパンツ・テープ式パンツ	150円/枚
行事参加費	実費

- ※1 職員総数のうち、「介護福祉士」の資格を持つ職員割合が50%以上であること。
- ※2 1ヶ月のご利用料金の5.9%が加算されます。
- ※3 1ヶ月のご利用料金の1.2%が加算されます
- ※4 事業所評価加算とは、選択的サービス(当事業所では、運動器機能向上サービス)を行なう事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、利用者の要支援の維持改善の割合が一定以上となった場合に、翌年度におけるサービスの提供について加算を行なうものです。

○予防専門型通所サービスの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。よって、計画に定めた日数に増減があった場合や月途中での利用開始や終了でも日割り計算は出来ません。

但し以下の場合、例外的に日割り計算を行ないます。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
 - 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
 - 3 月途中で事業対象者から要支援(要介護)に変更になった場合
 - 4 月途中で契約を開始(解除)した場合
- など

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。

別添利用料金表 地域密着型通所介護 (2割負担及び3割負担)

令和 1年 10月 1日 改訂

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

地域密着型通所介護 (1日あたり)

基本料金	2割負担				3割負担			
	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要介護1	3,054円	641円	4,368円	874円	3,054円	962円	4,368円	1,311円
要介護2	3,503円	735円	5,008円	1,002円	3,503円	1,102円	5,008円	1,503円
要介護3	3,962円	831円	5,660円	1,132円	3,962円	1,247円	5,660円	1,698円
要介護4	4,400円	923円	6,290円	1,258円	4,400円	1,384円	6,290円	1,887円
要介護5	4,870円	1,019円	6,952円	1,391円	4,870円	1,529円	6,952円	2,086円

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
個別機能訓練加算Ⅰ	491円	99円	148円
個別機能訓練加算Ⅱ	598円	120円	180円
若年性認知症利用者受入加算	640円	128円	192円

介護保険適用外サービス (その他の費用)

尿取りパッド・フラット式紙おむつ	50円/枚
リハビリパンツ・テープ式パンツ	150円/枚
行事参加費	実費

- 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。

職員の処遇改善に関する加算	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	192円	39円	58円

※職員総数のうち、「介護福祉士」の資格を持つ職員割合が50%以上であること。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	※	※	※
-------------	---	---	---

※1ヶ月のご利用料金の5.9%が加算されます。

特定処遇改善加算(Ⅰ)	※	※	※
-------------	---	---	---

※1ヶ月のご利用料金の1.2%が加算されます。

減算	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
同一建物も対する減算 (ケアハウス愛和入居者対象)	-1,003円	-201円	-301円
送迎減算(片道)	-501円	-101円	-151円

- ※同一建物減算…当事業所と同一敷地内に居住する方のみ対象です。傷病等により、一時的に送迎が必要な場合を除きます。
- ※送迎減算…ご家族による送迎や自力通所など、職員が送迎に関与しない方が対象となります。

別添利用料金表 予防専門型通所サービス (2割負担及び3割負担)

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

予防専門型通所サービス (1月あたり)

基本料金 減算等	2割負担				3割負担			
	基本料金		同一建物減算		基本料金		同一建物減算	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
事業対象者	17,675円	3,535円	4,015円	-803円	17,675円	5,303円	4,015円	-1,205円
要支援1	17,675円	3,535円	4,015円	-803円	17,675円	5,303円	4,015円	-1,205円
要支援2	36,237円	7,248円	8,031円	-1,607円	36,237円	10,872円	8,031円	-2,410円

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
運動器機能向上加算	2,403円	481円	721円
事業所評価加算 ※4	1,281円	257円	385円
若年性認知症利用者受入加算	2,563円	513円	769円

※4 事業所評価加算とは、選択的サービス(当事業所では、運動器機能向上サービス)を行なう事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、利用者の要支援の維持改善の割合が一定以上となった場合に、翌年度のサービスの提供について加算を行なうものです。

介護保険適用外サービス (その他の費用)	
尿取りパッド・フラット式紙おむつ	50円/枚
リハビリパンツ・テープ式パンツ	150円/枚
行事参加費	実費

職員の処遇改善に関する加算					
サービス提供体制強化加算※1			介護職員処遇改善加算 I ※2		
利用料	利用者負担額		利用料	利用者負担額	
	2割	3割		2割	3割
768円	154円	231円	※	※	※
768円	154円	231円	※	※	※
1,537円	308円	462円	※	※	※
※1 職員総数のうち、「介護福祉士」の資格を持つ職員割合が50%以上であること。			特定処遇改善加算(I)※3		
利用料	利用者負担額		利用料	利用者負担額	
	2割	3割		2割	3割
※2 1ヶ月のご利用料金の5.9%が加算されます。	※	※	※	※	※
※3 1ヶ月のご利用料金の1.2%が加算されます。	※	※	※	※	※

○予防専門型通所サービスの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっていません。よって、計画に定めた日数に増減があった場合や月途中での利用開始や終了でも日割り計算は出来ません。但し以下の場合、例外的に日割り計算を行ないます。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更の場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 月途中で事業対象者から要支援(要介護)に変更になった場合
- 4 月途中で契約を開始(解除)した場合 など

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。